

知っていますか？ 民生委員・児童委員

5月12日は民生委員・児童委員の日

民生委員・児童委員は、高齢者、障がい者、生活困窮者、子育て家庭などの見守り活動を行っています。対象者の自宅を訪問して相談に応じ、支援が必要なときには、市役所、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの関係機関につなぐ「橋渡し役」となります。主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門に担当する民生委員・児童委員です。学校、児童相談所などの関係機関と連携し、子育ての支援や児童健全育成活動を行います。市では、398人（定数）の民生委員・児童委員、主任児童委員が活動しています。

- 相談内容の秘密は守られます（法による守秘義務があります）。
- 担当の民生委員・児童委員、主任児童委員についてのお問い合わせください。
- 現在欠員となっている区域では、民生委員・児童委員、主任児童委員の担い手を探しています。お気軽にお問い合わせください。

民生委員協力員制度

地域福祉活動の充実のために民生委員の活動をサポートする「民生委員協力員制度」を導入しています。民生委員協力員は、「民生委員協力員証」を携帯し、見守り活動や地域福祉活動を行います。

問い合わせ先 福祉総務課総務係（市役所1階、☎ 40-7037）



引用：政府広報オンライン

費用の一部を
補助します

ごみ集積ボックス設置事業費補助金

ごみ集積ボックスや折り畳み式ごみ収納枠を新たに設置する際、設置費用の一部を補助します。

▼対象者 ごみ集積所を設置・管理する町会、集合住宅所有者など

▼対象経費 ごみ集積ボックス、折り畳み式ごみ収納枠の購入費または、自ら作製する場合の材料費

▼補助金額 補助対象経費の2分の1またはごみ集積ボックスは10万円、折り畳み式ごみ収納枠は1万5,000円のいずれか少ない額

▼申請期間 5月6日(木)～来年1月31日(月)

まで（予算が無くなり次第終了）
※申請前にすでに購入・作成しているものは対象外。その他条件など、詳しくは問い合わせを。

■問い合わせ・申請先 環境課資源循環係（市役所2階、☎ 35-1130）



今年度の変更点
などをお知らせ

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

割額が5割軽減されます。また、所得割額の負担はありません。

※被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、船員保険、健康保険組合、共済組合などです／元被扶養者であっても、世帯の所得が低い人は、より高い均等割の軽減（7割軽減）を受けることができます。

令和2年度	
世帯の所得額の合計	軽減割合
33万円以下	7.75割
33万円以下かつ被保険者全員の年金収入が年額80万円以下（そのほかの各種所得がない）	7割
33万円+（28.5万円×被保険者の数）以下	5割
33万円+（52万円×被保険者の数）以下	2割

※1…下記の給与所得者等が2人以上いる世帯に適用されます。

- ①一定の給与所得者…給与等収入金額が55万円を超える人
- ②一定の公的年金等の支給を受ける人…65歳未満で公的年金等収入金額が60万円を超える人／65歳以上で公的年金等収入金額が125万円を超える人

2. 事故にあったとき（第三者行為による傷病届などについて）

交通事故や、第三者（自分以外）の行為によるけがや食中毒の場合など、被保険者証を使って治療を受けたときは、国保年金課（市役所1階）へ

費用の一部を
助成します

高齢者はり・きゅう・マッサージ受療券の交付

12月に申請=4枚、令和4年1月～2月に申請=3枚、3月に申請=2枚

※申請時期により交付枚数が異なります。

▼助成金額 1枚につき500円

▼申請に必要なもの 住所・年齢が分かるもの（保険証や免許証など）

※受療券は、市指定の施術所で使用できます。

■問い合わせ先 介護福祉課（☎ 40-7114）

